

令和8年度第6回清須市農業委員会議事録

召集年月日 令和8年9月25日(金) 午後2時

召集場所 清須市役所本館 306・307会議室

開 会 令和8年9月25日(金) 午後2時

出席委員

農業委員							
1. 伊藤 正敏	○	2. 酒井 温司	×	3. 丹羽 保宏	○	4. 横井 満之	○
5. 中野 浩光	○	6. 三宅 正恭	○	7. 石塚 晴郎	○	8. 岩田 房喜	○
9. 鈴木 正	○	10. 後藤 善一	○	11. 星野 清明	○	12. 水野 格廉	○
13. 小島 慶久	○	14. 木村 実勇喜	○				
農地利用最適化推進委員							
15. 鈴木 朝明（北部）	○	16. 渡邊 由美子（西部）	○	17. 堀田 啓（南部）	○		

計 16 名

本会議に職務のために出席した者の氏名

局 長 三宅 祥夫

主 事 宮下 彩乃

主 事 光田 真聖

議 事 日 程

1 提出案件

提出案件

(1) 議決案件

議案第13号 清須市農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想の変更に係る意見聴取について

議案第14号 農地法第5条の規定に係る許可申請 …… 3件

議案第15号 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …… 1件
(一括契約)

(2) 報告案件

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …… 1件

報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …… 14件

2 その他

会

長 皆さん、こんにちは。

9月も残りわずかとなり朝夕は涼しくなりつつありますが、まだ日中は暑い日もあります。水稻は収穫の時期を迎え、多忙になると思いますが、委員のみなさまには、体調管理に十分注意していただきたいと思います。

では、只今から、令和8年度第6回清須市農業委員会を開催いたします。本日の出席者は、2番の酒井委員より事前に欠席の連絡がありましたが、13名で定足数に達していることをご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員は、3名の出席をいただいております。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者を指名させていただきます。本日は8番 岩田 房喜（いわた ふさよし）委員と9番 鈴木 正（すずき ただし）委員にお願いしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声を確認の上）

ありがとうございます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

（１） 議決案件について

【議案第13号】

- ・ 清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取について

【議案第14号】

- ・ 農地法第5条の規定に係る許可申請 …………… 3件

【議案第15号】

- ・ 農用地利用集積等促進計画策定の要請 …………… 1件

（２） 報告案件について

【報告第13号】

- ・ 農地法第4条第1項第7号の規定による届出 …………… 1件

【報告第14号】

- ・ 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 …………… 14件

を議題といたします。

それでは、【議案第13号】清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見聴取についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事 務 局

それでは議案第13号についてご説明します。

先月の農業委員会総会において、基本的な構想の変更案を提示させてい

ただきました。委員の皆様からご意見をいただき、いただいた意見をできる限り反映した修正案を用意いたしまして、先日、資料とともに、事前に送付いたしました。

送付した資料は、修正議案と参考資料 1「主な変更内容」、参考資料 2「変更案に対する意見、回答一覧」、変更箇所を示した参考資料 3「見え消し案」です。委員の皆様からいただいた意見・質問の中で一部を説明させていただきます。今回の修正案と参考資料 2「清須市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案に対する意見・回答 一覧」をご覧ください。

参考資料 2 1 ページ、修正案の該当ページは 2 ページをご覧ください。

参考資料 2 1 ページ最上段のご質問についてです。

愛知県が見直した農業経営の目標が不明であり、その目標に対して本市の農業環境を踏まえて基幹経営体/年間農業所得概ね 800 万円が導きされたのかが曖昧である。とのご質問です。

こちらは賃金構造統計調査及び就労条件総合調査により、他産業従事者生涯所得（約 1 億 9600 万円）を 45 年間（20 歳から 64 歳）で除した約 400 万円を主たる従事者 1 名分として算出した額です。愛知県がこの方法により、算出しており、清須市もこれまで愛知県の指標と同値としているため、今回も愛知県と同値としました。なお、青年等の農業経営の目標、概ね 250 万円は、同調査に基づく 20 歳から 24 歳の給与所得（約 1,350 万円）を 5 年間で除した約 250 万円としております。

続いて参考資料 2 2 ページ、修正案の該当ページは 4 ページをご覧ください。

参考資料 2 2 ページ最上段のご質問についてです。

基幹経営体の営農類型ごとの経営規模が明示されているが、前述の農業経営の目標と照合したとき、経営規模の想定売上額との関係性が不明と質問いただきました。

これは、面積あたりの収穫量と販売単価から収入額を見込み、経費を差し引いた農業所得が、農業経営の目標とした概ね 800 万円となるよう、経営規模に反映しています。

続いて参考資料 2 2 ページ、修正案の該当ページは 8 ページをご覧ください。

参考資料 2 2 ページ最下段のご質問についてです。

国の農地の集積率の目標 8 割から 7 割へ変更と効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標 30%（変

更なし）との関連性が分かりづらいので説明をお願いしたいとご質問をいただきました。

これは、変更前の国の食料・農業・農村基本計画において農地集積率の目標を 2030 年度までに 8 割となっていたものの、清須市では 3 割とする目標でした。これは、国の集積目標がそのまま市の目標集積率としなければならないものではなく、自治体の状況に合わせた目標設定が可能であったためです。

令和 7 年度末の清須市の農地集積率は 2 割程度となっており、現在の基本的構想の目標「2030 年度までに 3 割」の目標には届かないと見込んでおります。したがって、変更後の基本的構想の期間が 2035 年度までとなるので、その期間内に農地集積率の目標の 3 割に達するように目標を定めたものです。

なお、資料には書いておりませんが、30%を達成するためには、残り約 20ha の集積が必要で、令和 7 年度は約 3ha の集積ができました。

続いて参考資料 2 3 ページ、修正案の該当ページは 9 ページをご覧ください。

参考資料 2 3 ページ上から 2 つ目です。

清須市の地域計画について、進捗状況のご質問がありました。

9 月 15 日の農業委員・最適化推進委員研修会でも地域計画について説明がありました。清須市でも地域計画は、大規模開発の予定のない青地農地が地域計画の策定エリアと考えています。しかし、農地所有者の開発（農地以外の利用）への意向が強かったため、地域計画の策定に向けての協議の場の設置も進んでいないのが現状です。

なお、令和 6 年度、令和 7 年度に策定した尾張地域の近隣自治体の策定、ブラッシュアップの状況ですが、10 年後の将来像が定まらず、策定協議時の状況をそのまま将来像としたものや、農地として利用し続ける意向の農地に絞った、狭小エリアで地域計画を策定したものが多くを占めているようです。また、地域計画のブラッシュアップ（変更）についても、農地転用等が決まり、やむを得ず変更したケースが多くを占めていると聞いております。

続いて参考資料 2 4 ページの上から 2 つ目をご覧ください。

こちらは全体的なご意見をいただきました。

愛知県の「食と緑の基本計画」「農業基盤の強化の促進に関する基本方針」と清須市の基本的な構想についての位置づけは理解できます。参考資料として本市の基本構想をうけ具体的な基本計画や実施計画への展開フ

ローや施策別の短期・中期のロードマップが必要と認識します。

誰のための基本的な構想でどのように実行していくかの道筋を清須市の担当者が読み込むには、相当の労力が必要となり個人差が生じないためにも図表化などの工夫してはどうかといただきました。

清須市の農政業務の現状をご理解いただいております、そのうえで、我々へのエールをいただいたと受け取っています。

ご指摘のとおり、清須市では本基本構想に基づく具体的な施策などの展開が不足しております。昨今の農業にまつわる環境の変化や高齢化による農業従事者の減少など課題も多くある中、行政として行うべき施策を選択していき、実施に移すための方策を練るためにも、今後は本構想についても理解されやすい工夫した図表等を用いた表現を増やしていけるよう努めます。

ご説明は以上となります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

何か意見はありますか。

伊 藤 委 員 質問に対して適切な回答をいただき、わかりやすかったと思います。

1点だけ気になったのが参考資料2の3ページ上から2番目の「文中「農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用…」とあるが、農業機械銀行方式の内容がわからないので説明をお願いしたい」についてです。「農作業の合理化のため、農業機械の貸し出しや一部の農作業を農業機械銀行が行うもので、農業協同組合内で組織されることが多いものです。」と回答がありました。修正案を見ると12ページの3の(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等の中に農業機械銀行方式の活用と記載があります。しかしこの農業機械銀行方式について西春日井農協に問い合わせたところ、昭和40年代後半から活用が始まった方式とのことでしたが西春日井農協においては、過去にこの方式を取り入れたことがなく、今後も取り入れる意向はないとの回答がありました。これについて、西春日井農協から何か意見や回答は来ていないのでしょうか。

事 務 局 西春日井農協に対しても、農業委員会に対してと同じように修正案を見ていただき、意見等があればいただくように依頼をしておりましたが、この件についての意見は何もありませんでした。事務局からも西春日井農協へ確認を取りたいと思います。

伊 藤 委 員 お願いします。やらないものは記載しないほうが良いかと思いま

す。

事務局 確認した結果、伊藤委員のご指摘のとおりであれば該当箇所を削除したいと思います。

会長 他にご意見などありませんか。

事務局 先ほど伊藤委員よりご指摘いただいた件は、必要があれば該当箇所を削除する、ということを前提としてそれ以外でご意見がなければ、意見なしとさせていただきます。

会長 では、そのようにしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【議案第14号】農地法第5条の規定に係る許可申請3件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。申請番号 R8-10 についてご説明します。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は北名古屋市に本社を置く、中古車小売業、自動車整備業、自動車保険代理店業を行う法人です。清須市に整備工場を持っており、ここで下取り、落札、顧客から預かった車両などのメンテナンスを行っています。現在は、修理車両を北名古屋市の本社近くの駐車場にて保管し、修理の都度清須市の整備工場へ運んでいます。車両の中にはナンバープレートのないものもあるため、車両運搬車に積載して運ぶケースもあり、作業の効率化を図るためにも整備工場近くでの駐車場確保が急務となりました。

申請地は市街化調整区域ではありますが、整備工場の向かいに位置し土地面積、立地の条件を共にみたしており、申請に至りました。

申請地は街区に占める宅地の割合が 40%を超えている区域にある農地であり、立地基準は第 3 種農地と判断でき、許可できる案件となります。また一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。

申請地は位置図のとおりです。東側と北側は駐車場と宅地、西側及び南側は道路です。

2 枚目の土地利用計画図をご覧ください。

合計 58 台の駐車場で配置は図の通りです。雨水は砂利敷きのため自然浸透させ、周囲はブロック積みし土砂の流出を防ぎます。西側の側溝につ

いては、乗り入れ口部分のみ側溝の蓋かけを行い、水の流れは損なわないようにするとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。

この案件の地元は私になりますが、特段の問題ございません。

他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続いて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 申請番号 R8-11 についてご説明します。

申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。

申請者は清須市に本社を置く、自動車の販売・買取・整備を行っている法人です。令和7年4月に申請地隣地にあった農地を商品車両の駐車場として転用する申請をし許可を受けました。

この申請により、駐車場は十分に確保できたと思われましたが、令和8年に入り、商業用のワンボックスカーの需要が高まり、申請者も中古車の確保を優先し在庫を増加させました。そのため駐車場が不足しており、新たな駐車場の確保が急務となりました。

申請地は市街化調整区域ではありますが、既存駐車場の隣地に位置し土地面積、立地の条件を共にみたしており、申請に至りました。

申請地はエー（ア）ーbー（a）の区域に隣接する区域にある農地で、その規模が概ね 10ha 未満であり、立地基準は第2種農地と判断でき、許可できる案件となります。また一般基準についても特段の問題はございません。

配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。申請地の東側は令和7年4月に許可申請が出され、許可された駐車場です。

2枚目の土地利用計画図をご覧ください。合計15台分の駐車場で配置は図の通りです。雨水は砂利敷きのため自然浸透させ、周囲はブロック積みし土砂の流出を防ぎます。南側の出入り口付近のみアスファルト舗装をし、側溝については、乗り入れ口部分のみ側溝の蓋かけを行い、水の流れは損なわないようにするとのことです。

以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は私になりますが、特段の問題ございません。
他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とする
ことといたします。
続いて、事務局の説明を求めます。

事 務 局 申請番号 R8-12 についてご説明します。
申請地、地目、面積、譲渡人、譲受人については議案書のとおりです。
申請者は平成 12 年 8 月 10 日に設立した、運送業を行う法人です。事業
を拡大するにつれ、駐車場が不足しており、所有の 8t トラック 2 台を従
業員用駐車場と兼用して駐車していたり、本来駐車スペースではない場所
へ 10t トラックを駐車させたりしていますが、朝夕の時間帯には路上駐車
で待機せざるを得ない状況となっております。さらにトラック 1 台を新た
に増やす計画もあり、駐車場の確保が急務となりました。
申請地は市街化調整区域ではありますが、隣地には既に申請者が車両の
メンテナンス機材置き場として利用している土地があり、土地の面積、立
地の条件を共に満たしているため、申請に至りました。
配布した図面をご覧ください。申請地は位置図のとおりです。申請地の
東側は申請者が既に利用しているメンテナンス機材置き場です。
土地利用計画図をご覧ください。合計 4 台分の駐車場で配置は図の通り
です。隣地との境界は板柵で囲い、アスファルト舗装のため、雨水は既設
の側溝へ流すとのことです。また西側については、乗り入れ口部分のみ側
溝の蓋かけを行い、水の流れは損なわないようにするとのことです。
以上で説明を終わります。

会 長 事務局の説明が終わりました。
この案件の地元は横井委員になりますが、
横 井 委 員 問題ございません。
会 長 他にご意見などありませんか。
なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」として
よろしいでしょうか。
（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、この案件について、当農業委員会として「意見なし」ことといたします。

続きまして、【議案第15号】農用地利用集積等促進計画策定の要請1件を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案書2ページをご覧ください。

こちらは農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地利用集積等促進計画を定めることを基金に要請するため、審議をお願いするものです。

申請番号 R8-15 についてです。

こちらは、西春日井農協が地権者と耕作者の使用貸借について権利利用調整を行ったもので、この促進計画を公告することにより権利が発生します。

利用権設定をする土地、面積については記載のとおりです。設定する権利は使用貸借権で期間は10年間となっております。

以上で説明を終わります。

会長 事務局の説明が終わりました。

三宅委員 この案件の地元は三宅委員になりますが、問題ございません。

会長 他にご意見などありませんか。

なければ、この案件について、当農業委員会として「意見なし」としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、この案件について、「意見なし」とすることといたします。

続きまして、【報告第13号】農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件及び【報告第14号】農地法第5条第1項第6号の規定による届出14件を事務局より読み上げますので、地区の担当委員さんは一言お願いします。

事務局 それでは、議案書3ページをご覧ください。

報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出1件を説明します。

申請番号 R8-11 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は倉庫建築です。担当は中野委員です。

中野委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 4 ページをご覧ください。

報告第 14 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出 14 件を説明します。

申請番号 R8-53 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は駐車場で、始末書が添付されております。担当は横井委員です。

横井委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-54 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築で、再転用です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-55 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築で、再転用です。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-56 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、宮田用水・福田悪水どちらも該当しております。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 5 ページをご覧ください。

申請番号 R8-57 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-58 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は工事事務所建設です。担当は渡邊推進委員です。

渡邊推進委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-59 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、再転用です。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-60 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は分譲住宅建築で、始末書が添付されております。担当は丹羽委員です。

丹羽委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 6 ページをご覧ください。

申請番号 R8-61 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、福田悪水に該当し、始末書が添付されております。担当は石塚委員です。

石塚委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-62 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、始末書が添付されております。担当は岩田委員です。

岩田委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-63 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は宅地分譲で、宮田用水・福田悪水どちらも該当しております。担当は岩田委員です。

岩田委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-64 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 続きまして議案書 7 ページをご覧ください。

申請番号 R8-65 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 申請番号 R8-66 についてです。所在地・地目・面積は議案書の通りです。転用事由は住宅建築で、清洲駅前土地区画整理事業地内です。担当は三宅委員です。

三宅委員 問題ございません。

事務局 報告案件は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、その他についてお願いします。

事務局 事務局から 3 点ご連絡です。

まず 1 点目、4 月から 9 月までの半期分の農業委員報酬についてです。

こちらは10月23日（金）に振込予定となります。振込先の口座については特に変更のご連絡はいただいておりますので、前回と同じ口座へ振り込みさせていただきます。変更がある場合はご連絡ください。

2点目、毎月ご提出いただいている活動記録についてです。令和8年9月をもって退任される委員の9月分の活動記録につきましては、本日送付用の封筒をご用意しましたので、そちらでのご提出をお願いいたします。

3点目、令和8年10月以降も農業委員として活動していただく委員の写真撮影についてです。事前にお知らせしましたとおり、農業委員証明用として写真撮影をしたいと思いますので、総会終了後に少しお時間をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。

以上のことについて、質問はありますか。

それでは、次回開催について確認します。

令和8年10月1日、木曜日、午前10時から、清須市役所本館4階403会議室にて臨時総会を開催予定ですのでよろしくお願いいたします。

以上で令和8年度第6回農業委員会を閉会します。本日はご苦勞様でした。

—終了時刻午後2時45分—

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____